

インフルエンザ様疾患集団発生報告要領（その４）

1 報告基準

インフルエンザ様疾患集団発生報告（以下「報告」という。）の対象は、次の各号のいずれかに該当するに至った時点のものとし、その状況を速やかに報告するものとする。

ただし、(1)については(1)による報告後さらに死亡者又は重篤患者がでた場合についてはその都度、(2)については一旦報告したものが終息し、再び発生の場合には同様の報告を行うものとする。

(1) インフルエンザ様疾患による死亡者又は重篤患者が１週間以内に２名以上発生した場合

(2) インフルエンザ様疾患患者が１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

2 報告事項

インフルエンザ様疾患集団発生報告書（別紙様式２）により報告するものとする。

3 報告先及び報告方法

所轄保健所の感染症対策の担当にＦＡＸにより報告する。保健所は健康福祉企画課にＦＡＸにより速やかに報告する。

《報告先電話番号、ＦＡＸ番号》

保健所担当課名		電 話 番 号	F A X 番 号
村 山	保健企画課 感染症予防担当	０２３－６２７－１１０５	０２３－６２７－１１２６
最 上	地域保健福祉課 感染症予防担当	０２３３－２９－１２６８	０２３３－２３－７６３５
置 賜	生活衛生課 感染症予防担当	０２３８－２２－３００２	０２３８－２２－３８５０
庄 内	保健企画課 感染症対策担当	０２３５－６６－４９２０	０２３５－６６－４９３５